

## **「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえたみなしカードの取組について**

近年、組織犯罪やテロ活動などの脅威が拡大する中、日本および国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。

犯罪者やテロリスト等は、犯罪から得た収益や活動資金を、金融機関等を利用して次々と移転させることにより捜査機関等による追跡を免れようとしています（いわゆるマネー・ローンダリング）。金融機関等では、これらの者に利用されることを防止するために、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン等」といいます。）を防止するための態勢を整備する必要があります。

そのため、弊社では、提供する商品・サービス等がマネロン等に利用されることを防止するため、関係省庁などと連携してマネロン等対策のための態勢を整備しています。

その一環として、金融庁、経済産業省が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ弊社ではお客さまとのお取引の内容、状況などに応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）などで確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容などについて書面などにより確認させていただく場合があります。

お客さまにはお手数をおかけすることになりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

---

### **お取引時確認にご協力ください**

弊社では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドラインなどを踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認（ご本人の氏名やお取引目的、職業など）をさせていただいております。

---

### **追加の確認にご協力ください**

ご契約の際は、お客さまとのお取引の内容、状況などに応じ、お取引の目的のほか、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況、利用先の加盟店や購入商品・サービスなどを詳しくお伺いし、場合により申告いただいた内容が分かる書類などやご本人であることが確認できる書類などの提出をお願いすることがあります。

---

### **ご登録情報などの再度の確認にご協力ください**

すでに弊社カードなどをご契約されているお客さまにつきましても、お客さまとのお取引の内容、状況などに応じて、お取引目的やお取引内容などについて、お電話や郵便などにより再度確認させていただき、場合により申告いただいた内容が分かる書類などやご本人であることが確認できる書類などの提出をお願いすることあります。

また、お客さまがご登録いただいた情報に変更が発生した場合は速やかなお申し出をお願いいたします。

■個人のお客さま

氏名・自宅住所・電話番号（連絡先）・取引目的 等

今すぐ変更する

> Visa会員(個人) [https://www3.vpass.ne.jp/mem/cardinfo/cardinfo5051048\\_proc\\_kojin.jsp?cc=002](https://www3.vpass.ne.jp/mem/cardinfo/cardinfo5051048_proc_kojin.jsp?cc=002)

> JCB会員(個人) <https://www.jcb.co.jp/support/change.html>

■法人のお客さま

所在地・電話番号・カード担当者・実質的支配者 等

変更届の資料請求を行う

> Visa・JCB会員（法人） <https://www.minatocard.com/agreement.php>

---

## お取引の制限などについて

上記の各種確認ができない場合、またカードの他人貸与（ご家族含む）など、不適切なご利用が判明した場合には、クレジットカード等のご利用をお断りさせていただく場合があるほか、すでにお取引いただいている商品、サービスなどについても、各種規約などに基づき、お取り扱いを制限などさせていただく場合があります。

---

## 在留カード等をお持ちのお客様へのお願い

弊社では、在留カード等をお持ちのお客さまへ在留カードまたは特別永住者証明書の写し（コピー）のご提出をお願いしております。ご提出いただけない場合は、クレジットカード等のご利用を制限させていただく場合があります。

なお、弊社では、在留期間満了日が近づきましたら、最新の在留情報の申告をお願いしています。在留情報を更新せずに帰国する場合は、必ず、帰国前にクレジットカード等をご解約ください。また、最新の在留情報の申告がないまま在留期間満了日を超過された場合は、クレジットカード等の取引の制限や会員資格の停止を行うことがあります。